

## 市民意見募集を行います

環境課(衛生センター庁舎) ☎73-6644 FAX:85-2078  
〒859-2415 南有馬町戊1751番地1 Eメール:kankyoku@city.minamishimabara.lg.jp

市が策定を予定している次の計画(案)について、皆様のご意見・ご提案をいただくため、市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

### 南島原市食品ロス削減推進計画(案)

大切な食料資源を無駄にしない意識の醸成と有効活用を図り、食品ロスの削減を推進するための計画を策定します。

### 南島原市一般廃棄物処理基本計画(案)

廃棄物処理をめぐる環境が大きく変化していることから、市民の生活意識や産業活動の変化などに的確に対応して廃棄物行政を進めていくために、本市の指針としての新たな計画を策定します。

#### 共通事項

- 閲覧・募集期間  
12月1日(水)~28日(火)
- 閲覧場所  
環境課、各支所(市ホームページにも掲載します)
- 意見などを提出できる人
  - ・市内に在住・在勤・在学の人
  - ・市内に事業所などを有する人
  - ・本事案に利害関係を有する人
- 意見の提出方法(任意様式で可)  
意見内容(計画(案)の箇所(項目やページ、行など)とそれに対する意見)、住所、氏名、年齢、性別を記載し、環境課または各支所に持参するか、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
- 意見に対する考え方の公表  
お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。
- 注意事項
  - ・計画(案)をご一読のうえ、意見の提出をお願いします。
  - ・意見提出用紙に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。
  - ・公序良俗に反する意見は、受付できない場合があります。
  - ・電話での受付やご意見に対する個別の回答はいたしません。

## 第15回 南島原市人権啓発標語

環境市民課(西有家庁舎) ☎73-6647

人権に対する理解を深めてもらうため、市民から人権啓発標語(小・中学生、一般の部)を募集し、応募総数 2,814 作品の中から入賞作品を決定しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

※全入賞作品は、市ホームページでご覧いただけます。



市HP

### 最優秀賞

- 小学生低学年の部 **きみとぼく おなじじゃなくて いいんだよ** 井上 結斗(堂崎小学校 1年)
- 小学生高学年の部 **スマホじゃない 目を見て話そう 友達と** 野田 忠義(有馬小学校 6年)
- 中学生の部 **気をつけて その書き込みは 消えないよ** 梶原 宗徳(有家中学校 3年)
- 一般の部 **“相手が一番” そう考える 暮らし方** 佐原 太子(北有馬町)

## マイナポータル上で健診結果などを閲覧できるようになりました

健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641

### ● 特定健診の対象年齢の加入者の皆さんへ

今年10月から、マイナポータル上で特定健診(※1)や事業主健診など(※2)の結果の閲覧が可能になりました。

**服薬履歴** **マイナポータル** **健康診断結果**

政府が運営するオンラインサービス。  
自分専用のサイトから、行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。

- (※1) 生活習慣病の予防・改善のため、40~74歳の保険者を対象に実施する健診
- (※2) 特定健診の検査項目の結果が事業主などから保険者に提供された場合に閲覧可

## 償却資産の申告をお忘れなく

税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

償却資産(事業用資産)には、固定資産税が課税されます。事業で使用している機械・備品などの償却資産を所有している人は、令和4年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

申告期限は、1月31日です。期限までに税務課または各支所へ申告してください。また、申告書が送付されていない人(事業者)はご連絡いただくなど、早めの申告をお願いします。

### 【償却資産とは】

会社や個人で工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械・器具・備品などをいいます。

※太陽光発電設備で事業用の設備や10キロワット以上の設備も申告対象です(申告の際は、設置場所も記載してください)。

※無形減価償却資産(鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象(軽トラック、トラクターなど)は除きます。

### 【主な償却資産の例】

- 構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構築物など
- 機械および装置…太陽光発電設備、コンベアー、クレーン、ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など
- 船舶…漁船、ボート、貨物船など
- 車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、そのほか自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
- 工具・器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など

📅令和4年1月31日(月)

## 家屋の取り壊し、新築、増築はお知らせください

税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

住宅や倉庫などを取り壊して滅失登記を行った場合は、法務局からの異動通知に基づき、事実確認を行い、税額の修正を行います。しかし、家屋が取り壊されていても登記がされていない場合や、滅失登記をしていない場合は、そのまま課税されることがあります。

家屋を取り壊した場合は、税務課または各支所へ必ず届け出をお願いします。また、家屋の新築や増築の場合もお知らせください。

